

# **八尾市立高安小中学校 いじめ防止基本方針**

**令和8年4月1日**

**八尾市立高安小中学校いじめ対策委員会**

令和8年4月改訂

# 八尾市立高安小中学校いじめ防止基本方針

八尾市立高安小中学校

## 《宣言》

私たち八尾市立高安小中学校は、いじめを絶対に許さない教育をめざし、自他を認め、安心と豊かな心を育む学校づくりを行います。

## I. いじめ防止に関する考え方

### 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた子どもの心身の健全な成長や人格の形成に大きな影響を及ぼす、重大な人権侵害事象であり、絶対に許されない行為である。一方、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。従って、「いじめは絶対に許さない」という強い信念を学校全体で共有し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応にあたるとともに、自他の大切さを認めることのできる児童・生徒の育成、いじめを許さない集団の育成に努める必要がある。

そのため、すべての教育活動において人権尊重の精神を貫き、教職員が個々の児童・生徒の多様な個性を尊重しながら健やかな発達を支援するなど、人権が尊重された学校をつくっていくことが必要である。

また、いじめの未然防止、早期発見・早期対応は、学校だけで網羅できるものではない。子どもたちは、家庭や地域で生活する時間の方がはるかに長く、保護者や地域の方々の協力は欠かすことができない。そのため、日頃より連携を密に、信頼関係を構築しておく必要がある。「いじめ」の中には、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものに発展していく事象もあることから、必要があれば、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが大切であると考えている。

本校では、「人権を尊重し、仲間とともに主体的に行動できる子どもの育成」「行動規範『誠実・規律・自治』の実現に努める」を教育目標とし、『自ら学び、考え、行動できる子ども』『ちがいを認め合い、仲間を大切に作る子ども』『生命を大切にし、明るくたくましい子ども』『高安を愛し、誇りに思う子ども』をめざす子ども像として掲げている。

これらの精神に基づき、いじめを絶対に許さないという強い信念のもと、「高安小中学校いじめ防止基本方針」を定める。

- ・「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える

行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条1項）

※具体的には次のようなものが考えられる。

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（文部科学省 いじめの防止等のための基本的な方針 第1の5）

## 2 高安小中学校いじめ対策委員会の設置

学校におけるいじめの未然防止、早期発見・早期対応等を有効かつ組織的に行うため、高安小中学校いじめ対策委員会を設置する。

- (1) 構成 【前期課程】 校長、副校長、教頭、首席、特別支援コーディネーター、養護教諭 生活指導委員会代表、人権教育委員会代表、スクールカウンセラー
- 【後期課程】 校長、副校長、教頭、首席、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー

- (2) 役割 ①学校いじめ防止基本方針の策定・見直し  
②いじめの未然防止に関わる取り組みの検証  
③いじめの認知、及び組織的な対応の指示  
④教職員の資質向上のための校内研修  
⑤年間計画の作成と進捗状況のチェック  
⑥日常的な情報の収集・発信・共有

## II. いじめの未然防止

### 1 基本的な考え方

- ・いじめはどの子どもにも起こりうるという共通認識のもと、すべての児童・生徒を対象にして、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。いじめの未然防止にあたっては、人権が尊重された学校・学級を作っていくことが必要である。そのために、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面で具体的な態度や行動に現すことができる児童・生徒」の育成をめざした教育を、学校における全ての教育活動を通し総合的に推進していく。
- ・児童・生徒を指導する教職員の人権感覚の更なる向上をはかり、児童・生徒との良好な信頼関係を構築し、常に保護者との連絡を密にし、連携を取り合うことも必要である。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、適切に評価する。

## 2 いじめの未然防止のための取組み

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で定期的に確認するなど、平素から教職員全員の共通理解を徹底する。
- ・日々の教育活動の様々な場面を利用して、「いじめは重大な人権侵害行為であり、人間として絶対に許されない」との認識を全児童・全生徒・全教職員に浸透させる。
- ・いじめ防止に関わる年間計画を作成し、児童・生徒の発達段階に応じた「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる」ような取組みを推進する。また、「いじめ防止チャレンジ月間」を年間計画に位置づけ、児童・生徒・教職員・保護者の意識の向上を図る。
- ・児童・生徒が自らの心情を伝え、相手の心情を受け止めることができるように、読書活動や暗誦、日々の授業等を通して言語活動の充実に努め、児童・生徒のコミュニケーション能力の育成を図る。
- ・集団活動や自然体験活動等の様々な体験活動を通し、あるいは、日々の教育活動の中で、社会性や規範意識を育てる。
- ・児童・生徒が安心して生活でき、一人ひとりが活躍できるように、互いを認め合い、信頼し合える人間関係の良好な集団づくりを行う。その中で、個々の児童・生徒の自己有用感・自尊感情の向上につなげる。
- ・教職員の日々の言動や指導方法の中に、児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払うとともに、教職員のカウンセリング能力の向上を図る。
- ・「発達障がいを含む、障がいのある児童・生徒」「海外から帰国した児童・生徒や外国人の児童・生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童・

生徒」「性同一性障がいや性的指向・性自認にかかわる児童・生徒」「新型コロナウイルスに感染した児童・生徒または家族が感染した児童・生徒」など、特に配慮が必要な児童・生徒については、日常的に、当該児童・生徒の実態を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・ 児童・生徒がいじめの問題を自分事として捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合い、主体的に行動できるよう、「脱いじめ傍観者教育」等の取組みを通じて、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

### Ⅲ. いじめの早期発見

#### 1 基本的な考え方

- ・ いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい等を装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるという事を共通認識する。
- ・ 外見的にはけんかや言い合いやふざけあい等、対等な関係性の中での出来事のように見えることでも、見えないところで被害が発生している場合もあるため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確にかかわりを持ち、事象の背景にある事情の調査を行う。
- ・ 暴力をふるう児童・生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童・生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。
- ・ 教育相談等で得た児童・生徒の個人情報について、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- ・ 家庭と連携して児童・生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。

#### 2 いじめの早期発見のための取組み

- ・ 相談窓口の設置や保健室の利用等、児童・生徒が日頃からいじめを訴えやすい体制を整える。また、定期的に体制を点検する。
- ・ 小規模校の特性を生かし、「すべての教職員が、すべての児童・生徒に関わる」という意識で教育活動を行う。そのため、児童・生徒に関する情報交換・情報共有を密にし、組織的で統一された対応を行う。
- ・ 全教職員が、日々の児童・生徒観察を丁寧に行う中で、漠然と「何かおかしい」と感じた時には声をかけるなど、些細な変化も見逃さないように努める。

- ・年間計画に位置づけた「学校生活アンケート」等の定期的な実施や教育相談等を通して、児童・生徒の悩みや人間関係を把握し、必要な対応を行う。
- ・保護者に対する情報発信や日頃からの連携を通して児童・生徒の状況を保護者と共有することで、児童・生徒の変化に素早く気付くことができる態勢を作る。
- ・いじめから子どもを守る課、大阪府、文部科学省等の学校外の機関における相談窓口について広く周知する。

#### IV. いじめへの対応

##### 1 基本的な考え方

いじめが発生した場合、いじめを受けた児童・生徒の側に立ちきり、そのケアを最優先として対応にあたる。対応は、担任や学年に任せるのではなく、高安小中学校いじめ対策委員会を中心として組織的、迅速かつ丁寧な対応を行う。また、いじめを行った児童・生徒に対しては、直ちにいじめ行為をやめさせ、発達段階に応じた丁寧な指導を毅然とした姿勢で、組織的に行う。尚、これらの対応は、保護者との丁寧な連携のもとで実施する必要がある。

さらに、いじめは、被害・加害の二者の関係だけでなく、はやし立てたりする「観衆」の存在、見て見ぬふり（暗黙の了解）をする「傍観者」の存在があることも念頭に入れ、対応を進めることが必要である。

##### 2. いじめ発生時の対応

- (1)いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、早い段階から的確に関わる。  
遊びや悪ふざけ等のいじめを疑われる行為を発見した場合、その場でやめさせ、必要に応じて事情聴取・指導を行う。また、その後の状況を注意深く見守る。
- (2)児童・生徒や保護者からいじめに関わる相談や訴えがあった場合、可能な限り複数で、丁寧に話を聞き取る。その際、いじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保することを伝え、安心感を持たせる。
- (3)相談や訴えを受けた教職員は、速やかに管理職に報告する。その後は、高安小中学校いじめ対策委員会が中心となりその指示のもと、全教職員で情報共有をしながら対応にあたる。
- (4)関係児童・生徒からの事実関係の確認は、複数で迅速かつ丁寧に行う。双方の話が一致しない場合、いじめを受けた児童・生徒の話に即して事実確認を行う。
- (5)双方の保護者への連絡は、家庭訪問等により直接会って行う。対応は、複数で行い、整理した事実関係を正確に伝えるとともに、今後の対応について丁寧に説明する。
- (6)事実確認や指導経過については、担当者を決めて時系列で整理し情報を集約する。
- (7)管理職は、八尾市教育委員会に事実関係を報告し連携を図る。また、必要に応じて、関係機関との連携も図る。

##### 3. いじめを受けた児童・生徒への対応

いじめを受けた児童・生徒が、安心して学校生活を送ることのできる環境をつくる

ことが最も重要である。そのために、友だちや教職員が当該児童・生徒の痛みに寄り添い支える姿勢で接し、安心感を持つことができる体制を整える。また、保護者とも緊密に連絡を取り合い、学校・家庭での当該児童・生徒の様子を共有し、状況に応じた支援を継続していく。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラーの協力も得ていく。

#### 4. いじめを行った児童・生徒への対応

いじめを行った児童・生徒への対応については、いじめは人権を侵害する行為であり、絶対に許されるものではなく、いじめを受けた児童・生徒に対し長期間にわたり深刻な影響を与えることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

一方で、いじめを受けた児童・生徒の立場に立ち、その心情を考えさせ、共感性を育てることを通じて、当該児童・生徒の変容につなげる。その際、当該児童・生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けた丁寧な指導をおこなう。

また、保護者に対しては、当該児童・生徒の「人格」を否定しているのではなく、「行為」を否定していることを伝え、情報を共有しながら緊密に連携し、当該児童・生徒の変容を促していく。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラーの協力も得ていく。

#### 5. いじめが発生した集団への対応

いじめの周辺にいる児童・生徒に対しても、自分達の問題であることを認識させる必要がある。周辺にいて、同調したりはやし立てたりする「観衆」、見て見ぬふりをする「傍観者」どちらも、いじめを受けた児童・生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であり、いじめに加担していることになることを理解させる。

そのため、周辺にいた児童・生徒に対しても、自分がどの立場であったのかをしっかりと確認させるとともに、いじめを受けた児童・生徒の立場に立って、その心情を考えさせ、共感性を育てることを通じて行動の変容につなげる。

#### 6. 保護者への対応

《被害児童・生徒の保護者への対応》

- ・電話ではなく、家庭訪問をする等、丁寧に話を聴く配慮が必要である。
- ・相手の思いを正確に受け止めるため、複数の教職員で対応することも大切である。
- ・事実確認はできるだけ迅速に行うことが重要である。それが、児童・生徒や保護者の訴えに誠実に対応する学校の姿勢を示すことにつながる。
- ・今後の対応については、被害の児童・生徒に対する心のケアや見守る体制等について誠意を持って説明し、「いつまでに、何を、どのようにするのか」という具

体的な対応策を明確に示すことが重要である。

#### 《加害の児童・生徒の保護者への対応》

- ・加害の児童・生徒を指導するという観点だけでなく、児童理解・生徒理解を根拠とした支援の視点での対応をする。
- ・電話ではなく、家庭訪問をする等、丁寧に話を聴く配慮が必要である。
- ・聴き取りから整理された事実を、正確に伝える。保護者が「自分や自分の子どもが責められている」等の感情に配慮しながら、加害の児童・生徒の「人格」を否定しているのではなく、いじめという「行為」を否定していることを明確に伝える。
- ・いじめの解決をめざした具体的な指導について、保護者に理解と協力を求める。その際には、保護者と学校の連携・協力が大切なことなど、保護者の思いも傾聴しながら伝える。

### 7. 情報提供

- ・いじめの対応については、校内での情報共有や役割分担のみならず、PTAや地域との連携が求められる。必要に応じて、適切な時期に保護者会等を開催し、保護者に状況と学校の指導方針を説明し、学校と保護者が協力して児童・生徒を支える体制をつくることが大切である。

### 8. ネット上のいじめの対応について

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、速やかに行方者を特定し削除するよう指導するなどの措置を取る。ただし、不適切な書き込み等を確認した場合、必ず削除前に当該書き込み等の状況を保存する（関連ウェブサイトや電子メール、SNSでのメッセージの印刷および保存を行う。携帯電話やスマートフォンの場合はスクリーンショット等による画面の保存を行う等。これらの方法による保存が困難な場合は、画面を表示した状態の機材全体を撮影して保存する）。
- ・児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールの利用方法について等の情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもこれらについての理解を求めていく。

### 9. いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1)いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間は、少なくとも3カ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

(2)被害者が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通しその安全・安心を確保する責任を有する。
- ・学校及び教職員は、いじめが解消されたように見える場合においても、時間において再発する場合やより巧妙に見えにくく行われている場合があることを認識し、当該子どもへの継続的な指導やケアはもとより、保護者の心情を理解し、必要に応じて専門家による行動観察を行い、内面把握に努める。また、学級・学年・学校全体に対しても継続した指導を行うことが必要である。

## V 重大事態への対処について

【重大事態】＊いじめ防止対策推進法第28条より

- ① いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童・生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合等）
- ②いじめにより児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合）
- ③児童・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき（重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、先ず、必要に応じて事実関係の確認（いじめ防止対策推進法第23条第2項に基づく確認）を行う。法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除く。）

・学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態と考えられる事案が発生した際には、八尾市いじめ防止基本方針に基づき、直ちに教育委員会に報告し、適切に連携し対応する。犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応する。

## VI 年間計画

	取組内容		取組内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭訪問</li> <li>・学級組織づくり（集団づくり）</li> <li>・いじめ対策委員会</li> </ul>	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修学旅行（集団づくり）</li> <li>・校外学習（集団づくり）</li> <li>・文化祭（集団づくり）</li> <li>・いじめ対策委員会</li> <li>・校外学習（集団づくり）</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳（いじめのない世界へ）</li> <li>・脱いじめ傍観者教育</li> <li>・宿泊学習（集団づくり）</li> <li>・修学旅行（集団づくり）</li> <li>・校外学習（集団づくり）</li> <li>・いじめ対策委員会</li> </ul>	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート</li> <li>・教育相談</li> <li>・音楽会（集団づくり）</li> <li>・いじめ対策委員会</li> <li>・いじめ防止チャレンジ月間</li> <li>・いじめ防止啓発参観</li> <li>・児童会、生徒会あいさつ運動</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳（いじめのない世界へ）</li> <li>・学校生活アンケート</li> <li>・教育相談</li> <li>・宿泊学習（集団づくり）</li> <li>・いじめ対策委員会</li> </ul>	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級活動（振り返り）</li> <li>・保護者懇談会</li> <li>・いじめ対策委員会</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級活動（振り返り）</li> <li>・保護者懇談会</li> <li>・いじめ対策委員会</li> </ul>	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳（いのちを考える）</li> <li>・命を育む教育（赤ちゃん先生）</li> <li>・いじめ対策委員会</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修（集団づくり）</li> <li>・いじめ対策委員会</li> <li>・八尾市こどもサミット</li> </ul>	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート</li> <li>・宿泊学習（集団づくり）</li> <li>・教育相談</li> <li>・いじめ対策委員会</li> <li>・ピンクシャツデー</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育大会（集団づくり）</li> <li>・道徳（いのちを考える）</li> <li>・いじめ不登校対策委員会</li> </ul>	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級活動（振り返り）</li> <li>・保護者懇談会</li> <li>・いじめ対策委員会</li> </ul>